

平成23年(㉟)第67号 原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 辻義則 外165名

債務者 関西電力株式会社

## 主張書面

平成25年4月17日

大津地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 井戸謙一



同 吉川実



同 石川賢治



同 向川さゆり



同 石田達也



同 永芳明

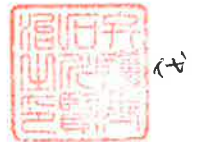


同 高橋陽



弁護士井戸謙一復代理人

同 高橋典明



同 加納雄二



前回審尋期日において、裁判所から、債権者らの平成25年1月25日付主張書面の第2の3(10)(12頁6行目から15行目)について、補充説明を求められたので、同部分を次のとおり訂正する。

「(10) 水素爆発対策の不十分性

大飯原発1号機、2号機では、水素爆発対策として、グロープラグ式のイグナイタ(水素燃焼装置)が設置されているが、グロープラグ式のイグナイタが過酷な条件のもとで期待される機能を発揮するか否かについては、様々な問題があり、少なくとも、いかなる環境下においてもイグナイタが確実に作動しうることは疎明されていない。そのことは、債権者らの平成24年2月20日付準備書面30～34頁に記載したとおりである。」